

第 1 2 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 4 年 1 2 月 1 6 日(金) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 3 6 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(2) 議案第 3 7 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 3 8 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
5番 大串 政一 6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友
8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 12名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司
14番 近内 壽夫 15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄
17番 味原 孝一 18番 南條 博 19番 添田 勉
20番 小池 力 21番 福田 正三 22番 斎藤 英幸

欠席委員 4番 金沢 和則

事務局 事務局長 荒木 成輔
事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司
書記 会田 勇輝

- ・ 議 長 本日の出席は20名です。定足数に達しておりますので、只今より第12回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、3番 近内貞夫委員 5番 大串政一委員を指名いたします。

(1) 議案第36号

- ・ 議 長 議事に入ります。議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・ 議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・ 仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号1許可申請に対する現地調査の報告をいたします。

調査日は令和4年12月11日、日曜日午前9時00分から、譲渡人 ○○○さん、最適化推進委員 斎藤英幸さん、最適化推進委員 南條博さんに立会を頂き、農業委員 仲田昌勝を含めた4人で現地確認を実施いたしました。

当該地は、県道いわき石川線、○○○○字○○○○地内西側の大字○○○
○字○○○○番○○○○、地目 田、地積○○○○㎡、同所○○○○番○
○○○、地目 田、地積○○○○㎡の土地です。

譲渡人は住所、石川町大字○○○○字○○○○番地、氏名 ○○○○、
職業 農業です。譲受人は住所、石川町大字○○○○字○○○○番地、氏名
○○○○、職業 会社員兼農業です。移転事由は贈与による所有権移転です。

当該地は長年にわたり譲受人の父が譲渡人から耕作を依頼されて稲作を
しておりましたが、両人とも高齢となり今回、会社員兼農業の譲受人が耕作
を続けることから所有権移転申請となりました。

以上、調査した結果この案件は問題ないものと考えますので、皆様方のご
審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告ありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第36号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号2許可申請に対する現地調査の報告をいたします。

調査日は令和4年12月11日、日曜日午前9時30分から、現地で譲受人 ○○○○さん、最適化推進委員 斎藤英幸さん、最適化推進委員 南條博さんに立会を頂き、農業委員 仲田昌勝を含めた4人で現地調査を実施いたしました。

当該地は、石川町大字○○○○字○○○○地内の○○○○牧場手前約300mの道路沿いの田、1筆と畑、1筆の土地です。

土地の表示は、大字○○○○字○○○○番○○○○、地目 田、地積 ○○○㎡と同所○○○○番○○○○、地目 畑、地積○○○○㎡の2筆です。

譲渡人の住所は東京都○○○○番地、氏名 ○○○○、職業 自営業です。譲受人の住所は石川町大字○○○○字○○○○番地、氏名 ○○○○、職業 農業です。移転事由は贈与による所有権移転です。

当該地は、譲渡人が遠方のため譲受人が長年にわたり農地として維持管理しておりましたが、譲渡人が高齢となり今まで維持管理をお願いしていた譲受人に贈与することになりました。譲受人は今後も野菜等の栽培により農地として利用していくとのことです。

以上、現地調査の結果、当案件につきましては、問題はないものと考えますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第36号 農地法第3条第1項番号2につ

いて承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員

農地法第3条第1項番号3許可申請に対する現地調査の報告をいたします。

調査日は令和4年12月11日、日曜日午前10時30分から現地で、譲受人〇〇〇〇さん、最適化推進委員 斎藤英幸さん、最適化推進委員 南條博さんに立会を頂き、農業委員 仲田昌勝を含めた4人で現地確認を実施いたしました。

申請地は、県道石川鴉子線沿いの石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内2筆、〇〇〇〇地内3筆です。

土地の表示は石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目 畑、地積 〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目 畑、地積 〇〇〇〇㎡、石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番、地目 畑、地積〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番、地目 畑、地積〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番、地目 畑、地積〇〇〇〇㎡の土地です。申請理由は贈与による所有権移転です。

譲受人住所は石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地、氏名 〇〇〇〇、職業は会社員兼農業です。譲渡人住所は東京都〇〇〇〇番地、氏名 〇〇〇〇、職業 自営業で贈与に伴う所有権移転申請です。

申請理由として譲渡人は遠方であり、高齢も加わり農地として管理していくことが困難となり、〇〇〇〇地区からの耕作者を探していたところ、譲受人が野菜等の栽培に適した農地を探しており、今回の所有権移転申請となりました。

現地調査の結果、当案件につきましては、問題ないものと考えますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議長

只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長

異議のないものと認め、議案第36号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました仲田昌勝委員

に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号4許可申請に対する現地調査の報告をいたします。

調査日は令和4年12月11日、日曜日午前10時から現地で譲受人〇〇〇〇さん、最適化推進委員 斎藤英幸さん、最適化推進委員 南條博さんに立会を頂き、農業委員 仲田昌勝を含めた4人で現地確認を実施いたしました。

当該地は県道石川鴉子線沿いの土地で、石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内の〇〇〇〇入口から南へ約100mの土地です。土地の表示は石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目 田、地積 〇〇〇〇㎡です。

譲渡人の住所は東京都〇〇〇〇番地、氏名 〇〇〇〇、職業 自営業です。譲受人の住所は石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地、氏名 〇〇〇〇、職業 農業兼公務員です。移転事由は贈与による所有権移転です。

当該地は譲渡人が遠方のため、知人に稲作耕作を依頼し、農地を維持してきましたが、高齢となり今回近距離で農業を営んでいる譲受人が申請地を引き受けて稲作耕作地として利用することとなり申請にいたしました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

- ・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第36号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第37号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議長 次に、議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが事業計画者は、住宅地への進

入路を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議長 農地法第4条第1項番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第4条第1項番号1の農地転用許可申請の現地確認の結果を報告いたします。

調査日は令和4年12月7日、午前9時より現地で、荒木局長、行政書士〇〇〇〇さん、申請人 〇〇〇〇さん、最適化推進委員 根本浩一さん、農業委員 根本常和の5人で現場を確認しました。この案件は、石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の畑です。現在休耕中です。

現住宅が、約100年を経過し老朽化が進み不便なことから解体し、建替えをすることにしました。このため、公道から宅地まで安全に出入りできる進入路の確保が必要となったため申請いたしました。

申請地は、町道から延長約16mで、幅員3mが確保でき、自己所有地であることから安全な進入路を確保できると判断し選定しました。

今般、現住宅を解体し建替えをするため、各種手続きをする中で、建築関係者から現進入路が農地法に基づく転用許可を受けていないことを指摘され是正するよう指導を受けたため、是正し適正化を行うものです。父所有の時から進入路として利用されていたため、農地としての認識が薄く今般の手続きとなったものです。

申請場所は、県道11号線を石川から白河方面に向かい、〇〇〇〇方面へ左折し300m先左側です。

進入路は、幅員3mのうち2.5mコンクリート舗装として、土砂流出を防止し、雨水は水路が無い場合、地下浸透方式により処理します。

周りは、西側町道、東側宅地、北側、南側は畑ですので、日照、通風等支障がないと思われれます。

なお、顛末書も提出されており、この案件は問題ありませんので、皆様の審議よろしく願いいたします。

・議長 只今報告のありました農地法第4条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第37号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第38号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のあった、農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定については承認するものと決定します。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。 午後1時45分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年12月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 3番

_____ 5番